

第1 調査の目的等

1 背景・目的

平成24年7月の再生可能エネルギー固定価格買取制度の創設以降、太陽電池モジュール（以下「太陽光パネル」という。）の導入が拡大している。太陽光パネルの耐用年数は20年から30年程度とされており、将来、太陽光パネルの寿命や修理交換に伴い、2030年代半ば頃から使用済太陽光パネル（以下「使用済パネル」という。）の排出量が急増する見込み（2015年：約2,400トン→2040年：約80万トン）となっている。また、2030年までの間においても、住宅用太陽光パネルを中心に排出量は増えていく見込み（2015年：住宅用677トン、非住宅用1,674トン→2030年：住宅用2万5,329トン、非住宅用4,150トン）となっている。

太陽光パネルには、鉛、セレンといった有害物質が使用されているものもあり、関係法令に沿って適正な廃棄処理等が必要とされている。

他方、将来の大量廃棄の問題のみならず、現下においても、①地震、台風等により、太陽光パネルが損壊し、感電や土壤汚染のおそれ、②事業者間の競争激化、買取価格の引下げ等に伴う経営難などによる倒産事業者の急増が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、環境省は、平成28年3月、太陽光発電設備^(注)のリユース・リサイクル・適正処分のための既存の法制度や留意事項等を整理した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）」を策定しており、その中で、撤去、運搬、リユース、リサイクル・適正処分等の方法を示している。また、損壊した設備による感電等の防止措置についても通知（「平成28年熊本地震により被災した太陽光発電設備の保管等について」（平成28年5月16日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡））を行っている。

（注）太陽光発電設備は、太陽光パネル、接続箱・集電盤、パワーコンディショナーなどで構成される。

この実態調査は、以上のような状況を踏まえ、将来の大量廃棄も見据え、使用済パネルの適正な処理の確保及びリユース・リサイクルの促進を図る観点から、使用済パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

環境省、経済産業省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、事業者等

（注）今回の調査は、災害時及び平常時における太陽光パネルの廃棄処分等の実態をコンパクトに把握するため、以下の各管区行政評価局・各行政評価事務所が管轄する9都道府県域（※）に所在する、都道府県の廃棄物担当部局、被災市町村の廃棄物担当部局、産業廃棄物の処理に関わる排出事業者、産業廃棄物処理業者等を対象に調査

※ 北海道、埼玉県、茨城県、群馬県、愛知県、静岡県、兵庫県、福岡県、熊本県

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 5局（北海道、関東、中部、近畿、九州）

行政評価事務所 4事務所（茨城、群馬、静岡、熊本）

4 実施時期

平成29年4月～9月